

議案第4号

朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

時間外労働の上限規制の導入等を柱とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)が本年4月1日から施行されることに伴い、市職員の時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年朝来市条例第56号）の一部
を次のように改正する

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 4 号資料

朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

朝来市職員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(超過勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</u></p> <p>第8条 任命権者は、<u>条例第8条第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p>	<p>(超過勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>職員に超過勤務(条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)</u>を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>第7条の2 任命権者は、再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）又は任期付短時間勤務職員（朝来市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年朝来市条例第48号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員をいう。以下同じ。）<u>に超過勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u></p> <p><u>(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u></p> <p>第8条 <u>任命権者は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）</u></p> <p><u>ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間</u></p> <p><u>（ア）1箇月において超過勤務を命ずる時間について45時間</u></p> <p><u>（イ）1年において超過勤務を命ず</u></p>

る時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号(イを除く。)に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、市長が定める期間において市長が定める時間及び月数

(2) 他律的業務(業務量、業務の実施時期 その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において超過勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において超過勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務(大規模災害への対処、重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合については、同項(当該超えるこ

ととなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。市長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合として市長が定める場合も同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に超過勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、市長が定める。